能美市介護保険事故報告事務取扱要領

№７

平成３１年３月１５日決定

（趣旨）

１　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

（適用）

２　この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

（報告先）

３　報告先は、介護長寿課（以下「所管課」という。）とする。

（報告対象事故の範囲）

４　事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1)　次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故

ア　死亡事故

事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

イ　負傷事故、誤嚥事故及び異食事故

　　通院入院を問わず医師の診察を受けた事故（施設サービスの場合は、配置医師（嘱託医師）の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない）

ウ　誤薬事故

　違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。

エ　失踪事故

利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故（警察への通報の有無を問わない）。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ　交通事故

送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故（注）「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

(2)　施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条に定める感染症、食中毒又はの発生が認められた事故

(3)　介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報の紛失・流出等をいう）、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故

(4)　その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故

（第１報）

５　事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告様式第１報「介護保険事業者・事故報告書」により、速やかに（遅くとも３日以内に）第１報を報告するものとする。

（第２報）

６　事業者等は、第１報の報告後、おおむね１か月以内に、別添の報告様式第２報「介護保険事業者・事故報告書」により、報告するものとする。第２報は、本人の状態・事故の原因を分析し、第１報後の対応・経過及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、報告するものとする。再発防止に関しては、法人又は事業所内で協議した内容を記入するものとする。

（第２報後の報告）

７　事業者等は、第２報の報告時点で当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込み等を今後の対応・方針欄に記載し、報告するものとする。事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告書（様式任意）を報告するものとする。

（資料の提出）

８　事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。

（死亡報告）

９　利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書（様式任意）を提出するものとする。

（所管課の対応）

１０　所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

１１　所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。

１２　所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

　　附則　この要領は、平成３１年３月２２日から実施する。